

社会資本総合整備計画について

本市では、社会資本整備総合交付金要綱に基づき、社会資本総合整備計画を作成し、同交付金を活用した事業を実施しております。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標に対する実施状況等について評価を行い、公表することとなっております。

今回の対象は、平成 30 年度から令和 2 年度までの整備計画の評価となっております。上下水道事業運営審議会委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えております。

【社会資本整備総合交付金】

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として、平成 22 年度に創設されました。

【社会資本総合整備計画】

社会資本整備総合交付金を活用した事業を実施する場合、地域が抱える政策課題を事業主体である地方公共団体が自ら抽出し、3～5 年の期間で実現しようとする目標や、課題の解決のために計画期間内に行う事業等を記載した「社会資本整備総合計画」を作成する必要があります。

○公表資料（案）

社会資本総合整備計画調書（計画・実績）

社会資本総合整備計画（計画・実績図）